



久御山町上下水道だより

2021. 3

発行 久御山町事業建設部上下水道課
〒613-8585 久御山町島田ミスノ38番地
TEL : 075-631-9987 / 0774-45-3919 FAX : 0774-46-0086

久御山町上下水道事業経営審議会を設置

安定した事業運営に向け審議

上下水道事業の効率的かつ円滑な経営を図るため、町長の諮問に応じ、経営問題や将来の事業計画、料金のあり方などの重要事項について調査審議し答申するための附属機関として、令和2年7月に久御山町上下水道事業経営審議会を設置しました。

上下水道事業経営審議会の委員は、「学識経験者」「識見を有する者」「公募による住民」などで、8人以内の構成で、任期は2年となっています。

令和2年度は、計5回の審議会を開催し、現在策定を進めている下水道ビジョン（経営戦略）や令和元年

度の決算状況などについて審議していただきました。今後、令和3年度も引き続き計5回の審議会を開催する予定で、令和3年12月には、現在諮問している「久御山町下水道ビジョン及び経営戦略の策定について」、審議会から答申を受ける予定をしています。審議会の資料と議事録は町ホームページに掲載しています。

町ホームページ ▶ 各課の窓口 ▶ 事業建設部上下水道課（2階）
▶ お知らせ ▶ 久御山町上下水道事業経営審議会

- 第1回経営審議会（令和2年7月28日開催）
 - ・ 会長及び副会長の選出
会長：西垣泰幸教授（龍谷大学経済学部教授）
副会長：西村文武准教授（京都大学准教授・工学研究科都市環境工学専攻）
 - ・ 上下水道事業の概要について
- 第2回経営審議会（令和2年10月7日開催）
 - ・ 諮問「久御山町下水道ビジョン及び経営戦略の策定について」
 - ・ 下水道ビジョンについて
ア：下水道ビジョンの策定にあたって
イ：下水道事業の概要
- 第3回経営審議会（令和2年11月24日開催）
 - ・ 令和元年度水道事業会計決算の報告
 - ・ 令和元年度水道事業経営戦略の事後検証
 - ・ 令和元年度下水道事業会計決算の報告
 - ・ 水洗化人口の見直しについて



西垣会長に諮問書を渡す事業建設部長

- 第4回経営審議会（令和2年12月21日開催）
 - ・ 下水道ビジョンについて
ア：現状と課題
イ：将来の事業環境
- 第5回経営審議会（令和3年3月17日開催）
 - ・ 下水道ビジョンについて
ア：投資・財政計画（収支計画）

令和元年度 水道事業会計 決算

令和元年度の収益的収支における収入は、令和2年1月以後に確定する水道料金から増額改定を実施した結果、前年度と比較して1,974万円（4.0%）増加し、5億1,169万円となりました。支出は、減価償却費が増加しましたが、その他の経費の減少により、前年度と比較して411万円（0.8%）減少し、5億3,393万円となりました。これらの結果、収支は前年度と比較して2,385万円改善し、2,224万円の純損失となりました。

本町水道事業では、平成29年度から赤字決算が続くなか、事業経営の健全化を図り、水道施設の計画的な更新及び耐震化に必要な財源を確保するため、令和元年度に料金改定を行いました。

令和元年度は、料金改定の実施時期が年度後期であったため、なお赤字決算を計上することとなりました。

たが、令和2年度には黒字決算を計上できる見込みとなっています。

しかしながら、令和3年度以降は、本町水道事業が受水している京都府営水道の受水費がさらに値上げされるなど、経営状況はさらに厳しくなることが予想されます。

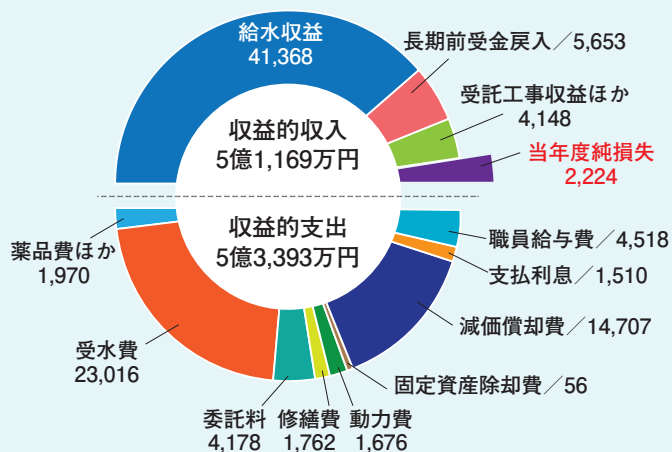
安全・安心な水道水を持続的・安定的に供給していくため、平成30年度に策定した「久御山町水道事業経営戦略」に基づき、事業経営のさらなる効率化を図るとともに、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に努めます。

詳しい決算の内容は、町ホームページに掲載している令和2年度第3回久御山町上下水道事業経営審議会の会議資料をご覧ください。

●収益的収支（税抜）

みなさまからお支払いただく水道料金を中心とした収入と、水道水を作り、ご家庭や事業所に送るための費用です。主な費用は、京都府営水道から水を購入する経費（受水費）や固定資産の減価償却費などです。

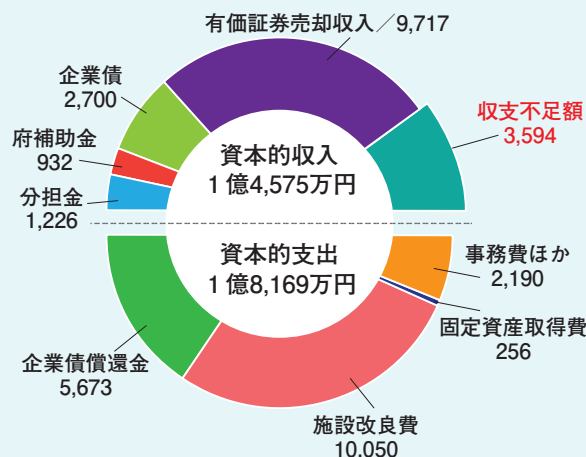
（単位：万円）



●資本的収支（税込）

工事費用に充てるための借入金（企業債）や給水管を新設する際などにお支払いただく分担金などの収入と、過去に借入れた企業債の償還金や配水管の耐震化、浄水場設備の更新などのための費用です。資本的収支が不足する額は内部留保資金等で補っています。

（単位：万円）



検針にご協力ください

2か月に1回、奇数月に検針員が各ご家庭や事業所の水道メーターの検針にお伺いしています。正確な検針を行うためにご協力をお願いします。

●お願い

- ・メーターボックスの上には、物を置かないでください。
- ・犬は、メーターボックスから離してつないでください。
- ・メーターボックス内は、きれいにしてください。

●検針できなかったとき

検針ができなかったときは、ポストなどにお知らせを投函しています。お手数ですが、お知らせに記載の連絡先までご連絡ください。

●普段お使いの水量と比べ極端に水量が変わっているとき

漏水などの可能性があります。検針員が確認のお声掛けをさせていただく場合があります。また、地下での漏水の場合、減免できることがあります。修理は、必ず町が指定する給水装置工事事業者に依頼してください。なお、漏水修理にかかる費用は、お客様の負担となります。

町ホームページ▶各課の窓口▶事業建設部上下水道課（2階）
▶お知らせ▶漏水したときは

令和元年度 下水道事業会計 決算

令和元年度の収益的収支における収入は、有収水量の増加に伴う下水道使用料収入の増加により、前年度と比較して2,204万円(3.1%)増加し、7億4,031万円となりました。支出は、支払利息などの減少により、前年度と比較して831万円(1.2%)減少し、7億1,195万円となりました。これらの結果、収支は前年度と比較して3,035万円改善し、2,836万円の純利益となりました。

令和元年度は、前年度と比較して増収となり、黒字決算となりましたが、今後は、水道事業と同様、

人口減少等の影響により使用料収入は減少していくことが見込まれます。

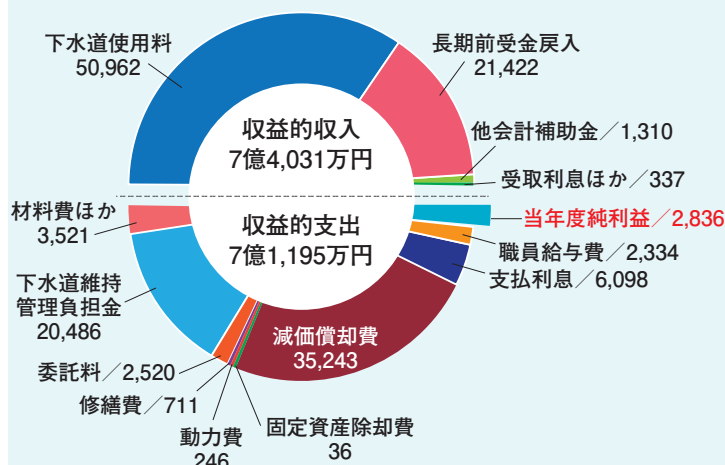
そのような状況のなか、本町下水道事業では、今後も効率的な事業運営に努め、下水道施設を適切に維持管理し、修繕・改築を計画的に進めていくため、中長期的な事業計画となる下水道ビジョン(経営戦略)の策定を進めています。

詳しい決算の内容は、町ホームページに掲載している令和2年度第3回久御山町上下水道事業経営審議会の会議資料をご覧ください。

●収益的収支(税抜)

みなさまからお支払いいただく下水道使用料を中心とした収入と、家庭や工場などから排出された汚水を下水処理場へ送り、きれいな水に処理するための費用です。主な費用は、汚水処理にかかる経費として木津川流域下水道に支払っている維持管理負担金や固定資産の減価償却費などです。

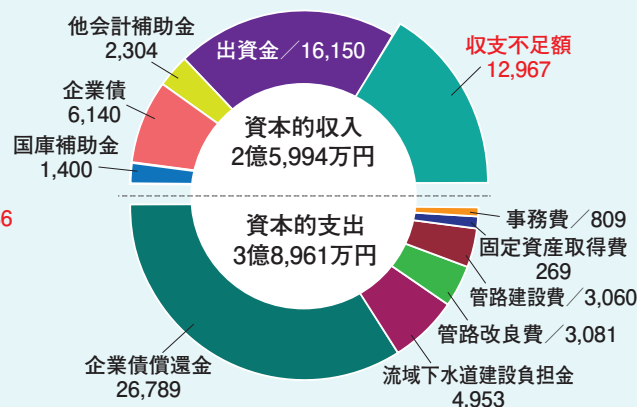
(単位：万円)



●資本的収支(税込)

工事費用に充てるための借入金(企業債)や資金不足を補てんするために繰入れている一般会計からの出資金などの収入と、過去に借入れた企業債の償還金や施設整備にかかる経費として木津川流域下水道に支払っている建設負担金、下水道管渠の敷設などのための費用です。資本的収支が不足する額は内部留保資金等で補てんしています。

(単位：万円)



公共下水道に接続してください

公共下水道は、家庭や工場などで使われた水を元のきれいな水に戻し、快適な生活環境と河川などの水質を守るためになくしてはならない施設です。せっかく公共下水道が整備されても、各家庭等の接続工事(排水設備工事)がされないと、下水道本来の役割を果たすことができません。

●接続工事は3年以内に

公共下水道が使用可能となった日から、くみ取り便所では3年以内に、浄化槽を設置されているところでは6か月以内に接続工事を行っていただくことになっています。

●排水設備工事は久御山町指定工事業者に依頼してください

公共下水道への接続工事や敷地内の改造工事は、町の指定を受けた「久御山町下水道排水設備指定工事業者」でなければなりません。必ず町指定工事業者に工事の申し込みや相談をしてください。

町ホームページ▶各課の窓口▶事業建設部上下水道課(2階)
▶下水道▶排水工事は町指定工事業者で

●水洗化工事の融資あっせん制度

町内の一般家庭で、既設の便所を公共下水道に接続する水洗便所に改造される人に、資金の融資あっせん和利子補給を行う制度があります。

町ホームページ▶各課の窓口▶事業建設部上下水道課(2階)
▶下水道▶水洗化工事の融資あっせん制度

新型コロナウイルス感染症に係る対策として水道料金を減額します

本町では、新型コロナウイルス感染症が経済的・社会的に甚大な影響をもたらしている状況を踏まえ、住民生活及び経済活動を支援するため、令和2年4月から7月までの4か月の間、水道料金の減額を実施しました。しかしながら、現在も未だ感染症は猛威を振るっており、経済は非常に厳しい状況が続いています。本町では、こうした状況を踏まえ、継続した支援のため、令和3年度においても水道料金の減額を実施することとしました。

●対象者／本町と給水契約をしている水道使用者

●支援内容

水道料金のうち基本料金を4か月分全額免除します。

例) 口径20mm以下、使用水量40m³(2か月)の場合(税込み)

水道料金	基本料金	2,200円	→	減額後	0円
	従量料金	4,070円			
	合計	6,270円	→	減額後	4,070円
					(▲2,200円)

※4か月分で4,400円の減額となります。

基本料金一覧表(2か月・税込み)

口径	基本料金	口径	基本料金
20mm以下	2,200円	50mm	55,000円
25mm	3,300円	75mm	132,000円
30mm	6,600円	100mm	242,000円
40mm	26,400円	200mm	1,100,000円

●実施時期

令和3年4・5月分(6月請求分)及び令和3年6・7月分(8月請求分)

●お手続き

お客様に行っていただく手続きはありません。
減額分を差し引いた額で請求させていただきます。

●ご使用水量のお知らせ(検針票)

水道メーター検針時に投函させていただく「ご使用水量のお知らせ」は、減額前の料金となります。請求時に上記の基本料金を減額させていただきますので、ご確認ください。

●集合住宅について

集合住宅の給水契約については、本町と建物のオーナーや管理会社(以下「管理会社等」という。)が契約している場合と本町と居住者が直接契約している場合があります。

管理会社等が給水契約をしている場合は、管理会社等に対して請求する水道料金の基本料金を減額することとなります。

管理会社等に水道料金をお支払いの方は、管理会社等にご確認をお願いします。(居住者の水道料金が、必ず減額されるわけではありません。)

●●本町と管理会社等が給水契約している集合住宅の基本料金●●

・通常の場合

→口径に応じた基本料金の金額
(基本料金一覧表参照)

・集合住宅算定特例を受けている集合住宅の場合

→口径20mm以下の基本料金に使用戸数を乗じた金額
例)使用戸数20戸の集合住宅の基本料金(2か月・税込み)
2,200円×20戸=44,000円